

令和8年度自治体伴走型官民共創支援業務 仕様書

1 事業目的

和歌山県は、人口減少・少子高齢化が他県に先んじて進んでおり、これに伴い地域や行政の課題は複雑化・多様化している。本県では、これらの課題を「ビジネスの種」と捉え直し、行政と民間が従来の「発注者・受注者」という固定的な関係を超え、対等なパートナーとして知恵とリソースを出し合う「官民共創」のアプローチを推進している。

本事業を含むローカル・ゼブラ企業成長支援プロジェクトでは、地域課題の解決を通じて「社会的インパクト※」と「経済的インパクト※」を両立させる「ローカル・ゼブラ企業」が次々と湧出するエコシステムの構築を目指すものである。

その実現に向け、本事業では行政職員に対し、事業者との共創における「心構え」や「商習慣の相違」、「先進事例」などの習得を支援する。さらに、座学に留まらず、職員自らが地域の真の課題を可視化し、事業者と共に事業化へ踏み出すための「主体的な行動変容」と「プロジェクト組成」に向けた伴走支援を行うことを目的とする。

※社会的インパクト…地域の社会課題を解決し、社会に良い変化を与えること

経済的インパクト…雇用の創出、消費額、生産性、投資額などへの良い変化

2 事業で解決すべき課題

- ・自治体・事業者の地域の社会課題に起因する問題への解像度が高くない
- ・事業者が「地域資源」や「地域が提供できるリソース」への理解が低いため、活動地域への経済的インパクトが十分でない
- ・自治体は、地域の社会課題への理解が十分ではなく、またこれを事業者へ十分に提示できていない
- ・自治体は、解決策を有する事業者やスタートアップに係る情報に乏しく、地域の社会課題解決に向けて取り組みを進めたいという意向をアピールできていない
- ・自治体・事業者同士だけでは、共創に向けコミュニケーションをとる中で、目線にずれが生じた場合、それ以上の共創が進まない。

3 支援対象

和歌山県及び県内市町村の行政職員

4 事業内容

(1) 官民共創キックオフイベント

行政職員及び事業者向けに、官民共創が先進的に進む自治体の取組事例発表などを含んだ、官民共創への理解を深めることを目的としたキックオフイベントを開催すること。

(2) 官民共創連続講座

共創意欲のある10自治体程度を対象として、官民共創に対する基礎的な知識や官民共創に係る一連のプロセスを学ぶ連続講座を開催する。

また、課題の可視化や事業者への提案に向けた課題設定への具体的なアドバイスや事業者に対する提案資料作成やプレゼン発表などに対する支援を行う。

その後、官民共創施設を活用し、自治体・事業者間のマッチングを創出するイベント※を開催し、マッチングの有無にかかわらずイベント参加自治体に対して、官民共創の促進につながる具体的なアドバイスを含む事後のフォローアップを行うこと。

連続講座の開催場所や開催時期、開催方法、回数などは、行政職員の参加ハードルや事業目的を勘案し検討すること。

※マッチングを創出するイベントについて

- ・受託者が主催するイベントに限らない。
- ・1自治体につき1社以上は関連する事業者を出席させ、最低5社以上の事業者を出させること。

(3) 自治体への出張講座

事業者との共創に課題感を持っている自治体や取り組み意欲が高い自治体と共創し、当該自治体職員に対し、官民共創の促進や機運醸成に繋がる講座やワークショップを開催すること。

出張講座は紀北エリア、紀中・紀南エリアそれぞれで開催し、各1自治体程度での開催を想定しているが、具体的な自治体は現時点では未定である。

なお、出張講座は官民共創連続講座の一部として取り組むことを妨げないが、オンライン配信などを取り入れ、官民共創連続講座参加者の利便性を確保すること。

(4) その他

- ①参加を希望する自治体に対する説明会の開催や広報周知等参加者確保につながる取り組みを提案すること。
- ②ローカル・ゼブラ企業創出等支援業務や他の事業者支援施策との相乗効果に努めること。
- ③地域の経済的インパクトの創出を目的とするため、マッチングした事業者が地域資源（地域の事業者が提供するリソースを含む）を積極的に活用できるように支援すること。
- ④商工会、商工会議所、観光協会などと地元経済団体などと共創することがのぞましい。
- ⑤「4（2）官民共創連続講座」、「4（3）自治体への出張講座」は、参加自治体数によって、契約金額の減額の可能性があることから、1自治体毎の支援費用の内訳がわかるように見積書に記載すること。
- ⑥ホームページやSNS等を活用し、本事業の取組啓発や参加者・マッチング募集に繋げること。（参考 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/unlock.html>）

5 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

6 予算上限額

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 実績報告

実績報告書を電子媒体、または適した手段により業務期間内に提出すること。

（提出先）

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課 尾崎

E-mail : ozaki_t0023@pref.wakayama.lg.jp

8 その他

- ・業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、和歌山県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- ・制作した成果品の著作権及び所有権は、和歌山県に帰属するものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とすること。
- ・受託者は、業務の実施の際に、知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。
- ・仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、和歌山県と十分に協議の上、決定すること。
- ・令和8年度の業務が次年度に他の事業者に交代した場合には当該受託者に対し、本事業の運営に必要なデータの受け渡しを含む適切な業務の引継ぎを行うこと。また、次年度の受託者からの質問等については、本委託業務の契約期間が終了した後も令和9年5月末まで誠実に対応すること。